

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部長

### 労災保険相談ダイヤルの設置について

平成22年6月の省内事業仕分けにおける労災保険業務の改革案において「労災保険の相談業務の集約化（コールセンター設置）による見直し」が掲げられたところであるが、今般、「労災保険相談ダイヤル」として下記の通り設置することとしたので、留意されたい。

なお、労災保険相談ダイヤルから照会等があった場合はご協力いただくと共に、労災保険相談ダイヤルに寄せられた相談等については、適宜情報提供するので、よろしくお願いする。

### 記

#### 1 目的

労働基準監督署へ寄せられる各種相談については、労災補償を担当する職員等が、電話や窓口で個別に対応しているところであるが、労災保険相談ダイヤルを設置することにより、個別の支給決定等に関する照会や相談を除いた各種照会事項について一元的に対応し、労働基準監督署における相談業務の軽減を図り、年々増加する精神障害等の複雑、困難事案をはじめとする請求事案に専念できる環境を整備し、もって、労働基準監督署における労災補償業務の質の向上を図ることとするものである。

#### 2 名称

労災保険相談ダイヤル

#### 3 設置場所

東京都練馬区

#### 4 開設予定日

平成23年6月3日（金）

#### 5 受付時間

平日9時～17時

6 受付電話番号

0570 - 006031

7 対応予定の内容等

- ① 労災保険の制度の内容に関する照会
- ② 労災請求・申請に係る手続きへの照会
- ③ その他の照会

ただし、労災保険給付申請に対する調査の状況や支給時期等の管轄の労働基準監督署等でないと回答できない照会を除く。

8 周知・広報について

周知ちらしを各局あて送付するので、各局のホームページ、局・署の窓口への掲示及び各種広報誌等への掲載等、周知・広報をお願いする。